

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第

### 一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

○環境省告示第百五十号（平成二十四年十月三日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき次のとおり告示する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - イ 氏名又は名称 株式会社富士クリーン
  - ロ 住所 香川県綾歌郡綾川町山田下二千九百 九十四番地一
  - ハ 代表者の氏名代表取締役馬場一雄
- 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所 香川県綾歌郡綾川町西分宇山ノ上二千七百九十九番一、二千七百九十九番二及び乙七百五十四番一、香川県綾歌郡綾川町山田下字天神二千九百九十四番一並びに香川県綾歌郡綾川町羽床上字井手下二百二十二番一
- 三 無害化処理の用に供する施設の種類  
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
  - イ 廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
    - (1) 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
    - (2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(イ)に掲げるものを除く。）
  - ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
    - (1) 仙微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
    - (2) 紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が紙くず、木くず又は繊維くず「キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
    - (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- 五 申請年月日  
平成二十四年九月十四日
- 六 縦覧場所・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び中国四国地方環境事務所高松事務所廃棄物・リサイクル対策課、香川県環境森林部廃棄物対策課及び中讃保健福祉事務所環境管理室並びに綾川町住民生活課